

議長（志村 忠昭）

これをもって、5番、隅岡議員の質問を終わります。

ちょっと休憩までに時間があるんですけど、尾崎議員、質問が途中になる可能性があるんですけどもかまいませんか。

それでは質問だけでも続けて時間を取りたいと思います。

10番、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、日本共産党町議会議員尾崎忠義でございます。

私は、平成27年第4回多度津町議会12月定例会におきまして、町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、1、「2016年度地方創生関連予算と地方版総合戦略について」、2点目に「町内古墳の案内板と表示杭の設置と保存、修理、修復を」の2点について一般質問をいたします。

まず、最初に、「2016年度地方創生関連予算と地方版総合戦略について」であります。

地方創生関連概算要求（2016年度当初予算）の概要によりますと、1、地方創生の深化のための新型交付金1,080億円、従来の縦割り事業を超えた取り組みを支援するというものでございます。

これは、1、先駆性のある取り組み、これの中で官民協働や地域間連携、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保、育成となっております。

例といたしまして、ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング、日本版DMO、生涯活躍のまち（日本版CCRC）、そして小さな拠点などでございます。

2点目は、既存事業の隘路を発見し、打開する取り組みと言われております。これは、政策間の連携でございます。

そして、既存制度に合わせてこれらの事業を行うのではなく、地方公共団体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取り組みであります。

3点目に、先駆的、優良事例の横展開でございます。

これは、地方創生の深化のすそ野を広げる取り組み、そして統一的な方針のもとで関係府、省が連携し、地方創生予算の重点化により1,080億円（事業ベースで2,160億円）を要求、要望しているものでございます。

2点目といたしまして、まち・ひと・しごと創生事業費（地方財政計画）が1兆円でございます。

これは、地方公共団体が地域の実情に応じ自主的、主体的に地方創生に取り組むことができるよう、2015年度地方財政計画の歳出にまち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）を計上しているものでございます。

そして、この、まち、ひと、しごと創生事業費について、少なくとも総合戦略

の期間である5年間は継続をし、1兆円程度の額を維持するというところでございます。

3点目には、総合戦略等を踏まえた個別施策（2016年度当初予算概算要求）7,763億円を計上いたしております。

これは、1の新型交付金を除く、ただし特別会計による予算措置をも含むわけでございます。

これにつきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標別の内訳は次のとおりでございます。

1点目は地方に仕事をつくり安心して働けるようにする、これは2,191億円、2点目に地方への新しい人の流れをつくる772億円、3点目に若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる1,064億円、そして4点目に時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する3,736億円となっております。

そして4点目には、税制改正の要望が上がっております。

これは、地方創生応援税制（企業版のふるさと納税）の創設や企業の地方拠点強化税制の拡充を含め、内閣官房及び関係府庁から税制改正を要望となっております。

そして、地方版総合戦略の対象期間は、2015年度から2019年度の5年間とされております。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目に、地方創生の深化のための新型交付金の創設とはどのような内容のものなのか。

2点目に、新型交付金に係る要求、要望とはどういうものがあるのか。

3点目には、地域住民生活と緊急支援のための交付金を活用した各事業は、住民の暮らしを応援し、地域の活性化に役立つ施策が含まれており、既に実績のある事業であり、地方創生先行型との関連はどうか。

4点目には、全体として2分の1の地方負担が生じるが、まち・ひと・しごと創生事業費1兆円とは別に地方財政措置を確実に講じることを強く求めていくべきかどうか。

5点目に、3は若者が希望どおり結婚をし、子供が持てるよう若い世代の経済的安定を図るという項目でございますが、子育て世代包括支援センターの整備や周産期医療の確保などを通じて妊娠、出産、子育てについて切れ目のない支援を行う、サービスの充実や子育てに係る負担の軽減などを通じて子供、子育て支援の充実を図るとしておりますが、4の具体化については集約化が含まれるので注意すべきだがどうか。

6点目には、地方版総合戦略の策定にあたっては、若者の雇用対策や待機児童

の解消、保育料の軽減や子供の医療費の無料化の拡大、学校給食費の無料化(助成制度の充実)、また、不登校児童の自立支援、地産外消により安定した雇用を創出をする、そして第3子以降の保育料無料化制度の創設を盛り込む、地方版総合戦略の策定段階や効果検証の段階においては、もともと町の将来にとって必要とされてきた点や、真に町の再生に役立つ財源となり得る町のもののチャンスと捉えて十分な審議が行われるようにすることが重要であると思うがどうか。

最後の7点目には、全国各地では既に14年度補正予算の地域住民生活等緊急支援のための交付金(4,200億円)、これを活用した低所得者向け灯油等購入助成及び住宅リフォーム助成、これは地域消費喚起、そして生活支援型の交付金を活用したものでございます。

また、子供の医療費助成及び保育料負担の軽減措置、これは地方創生先行型交付金を活用したものでございます。

これらの実施例があります。

そして、この10月末までに総合戦略を策定した団体への交付分は、申請のうち道府県36、うち市町村698の合計734、申請事業数うち都道府県50件、うち市町村1,555件、計1,605件、申請金額はうち道府県が3億円、うち市町村64億円、合計で68億円となっており、これは内閣地方創生推進室資料であり今後は変更があり得るわけですが、近隣市町及び県下ではどのような状況になっているのかをお尋ねをいたします。

町長(丸尾 幸雄)

尾崎議員の「2016年度地方創生関連予算と地方版総合戦略について」のご質問に対し、答弁をさせていただきます。

まず、1点目の深化のための新型交付金がどのような内容のものかについてでございますが、まだ内容は確定しておりませんが、国の概算要求についてご説明を申し上げます。

全国で平成27年度中に地方版総合戦略が策定され、平成28年度より具体的な事業を本格的に推進する段階に入ることになります。

これを受けて、国の総合戦略に盛り込まれた政策パッケージをより一層拡充、強化し、国による情報支援、人的支援、財政支援などを講じることにより地方創生を深化させていく必要があることから、平成27年6月30日に閣議決定のあった経済財政運営と改革の基本方針2015及びまち・ひと・しごと創生基本方針2015に基づき、統一的な方針に沿って新型交付金の創設等に取り組むことになっております。

方針の1番目として、新型交付金は、従来の縦割り事業だけでは対応し切れない課題に取り組む地方を支援する観点から、地方公共団体による自主的かつ主

体的な事業設計にあわせて具体的な成果目標とP D C Aサイクルの確立のもと、官民協働や地域間連携の促進を図り、地方創生の事業推進主体の形成や中核的人材の確保、育成等の観点で先駆性のある取り組みであることなど、また地方自らが既存事業の隘路を発見し打開する政策間連携などの取り組みであること、さらに先駆的かつ優良事例の横展開を積極的に支援することなどとして、公共事業関係費及び施設整備費のうち地方創生に密接に関連するものについても対象となるようです。

2 番目として、新型交付金に係る平成 28 年度予算の要求及び要望は、地方からの要望等を踏まえ予算額で 1,000 億円を超える規模となり、2 分の 1 の補助ですので、事業費では 2,000 億円を超える規模となりそうです。

3 番目として、政府における新型交付金の交付対象とする個別事業の選定や検証、また先駆的かつ優良事例の提案等については、関係各省庁の参画を得ながら内閣府において対応することになりそうです。

次に、ご質問の 2 点目、新型交付金に係る要求、要望でございますが、現在総合戦略を作成しており、その中で取り組む事業案について、先ほどの交付金の趣旨に沿ったものを申請していく予定でございます。

3 点目の地域住民生活等緊急支援のための交付金と地方創生先行型との関係でございますが、地域住民生活等緊急支援のための交付金の中に地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型が含まれております。

前者は地域の消費喚起など景気の脆弱な部分にスピード感を持って対応を絞った対応のために、また後者は、仕事づくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取り組みを通じて地方の活性化を促すために創設されたものでございます。

4 点目の地方財政措置を確実に講じることを強く求めていくべきでございますが、平成 27 年度の地方財政計画の規模は 85 兆 2,710 億円となっており、その中には、まち・ひと・しごと創生事業費として 1 兆円がございました。

総合戦略の期間である 5 年間はほぼこの額が継続するのではないかと推測しておりますが、その間に地方として目的に対して有効な手だてを講じることと同時に、議員がおっしゃられるように国に対しても要望してまいります。

5 点目の集約化について注意すべきであります。何をどう集約するかにもよるとは思いますが、先ほど申しましたそれぞれの地方公共団体による自主的かつ主体的な事業設計にあわせて、具体的な成果目標と P D C A サイクルの確立のもと、事業を修正していくことは必要不可欠なことであると考えております。

6 点目でございますが、十分に審議してまいりたいと考えております。

7 点目の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の中の地方創生先行型に対する上乗せ交付分、さらにその中のタイプ 2 と呼ばれる部分についてのご質

間であります。現在香川県内の 17 市町のうち多度津町と綾川町を除く 15 の市町においてそれぞれ 1,000 万円ずつの交付決定がありました。

また、本町は総合戦略を 3 月まで時間をかけて検討、作成することを選びましたが、現在 1,718 の市町村のうち約 6 割の 1,020 の市町村がタイプ 2 の申請を見送っております。

以上で、尾崎議員の「2016 年度地方創生関連予算と地方版総合戦略について」のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

ただいま一般質問の途中ではありますが、タイマーをとめて暫時休憩にしたいと思えます。

再開は 13 時にしたいと思えますので、尾崎議員またよろしく願いいたします。

それでは、1 時まで休憩といたします。

休憩 11 時 59 分

再開 13 時 00 分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続いて一般質問を続けたいと思えます。

尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

それでは、地方創生関連予算と地方版の総合戦略についての質問をいたします。

今回、今問題になっている、多度津町でも人口減少等の特別対策事業費というのが、国では 6,000 億円の導入が決まりました。

そして、これについてさまざまな問題があり、地域の元気創造事業費、これに加えて新たに人口減少等特別対策事業費 6,000 億円が導入されるわけでございます。

そして、この件に関しましては、必要度分 5,000 億円と成果分が 1,000 億円で配分ということになっておりますが、この件について 16 年度以降は成果がおくれた地方自治体の配分については減らされる傾向があります。

こういう意味で十分中身を吟味をしなければならぬと思えますが、これについて 1 点お伺いしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

政策企画課長（岡部 登）

尾崎議員の 2016 年地方創生関連予算と地方版総合戦略についての再質問に対し、答弁させていただきます。

具体的な補助金、交付金等をお示しいただければそれに対して詳しくご説明もできますけれども、交付金はその趣旨に鑑みて税金である以上は慎重に取り組むことが求められております。

また、金額の多寡でその効果が計られるものではなく、いかに少ない金額で多くの結果を残すことができるのかが行財政改革の趣旨であり、交付金事業に関しても同じであろうと考えております。

そのため、我々は、より検討を重ねた計画を作成することにより、その効果の上がる交付金を申請することを選んでおります。

総合戦略が3月までにできない場合は補助金、交付金等に影響が出ることが考えられますけれども、今年度中に作成することでありまして、その効果は余り関係ないと聞いております。

ただ、戦略につきましては、どちらの作り方が正しいかではなく、それぞれの自治体に合った作成方法で、作成しておりますので、それについて取り組んでいくのが大切であると考えております。

以上で尾崎議員の2016年度地方創生関連予算と地方版総合戦略についての再質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

地方版の総合戦略の件は、今後の課題でございますので、十分にご検討あるいは審議をお願いしたいと思います。

次に、「町内古墳の案内板と表示杭の設置と保存、修理、修復をについて」であります。

昔から「温故知新」ということわざがあり、「古きをたずねて新しきを知る」という意味でございますが、最近では社会情勢の急激な変化により、一層開発が進み、私たちの住んでいる地域が大きく変わろうとしております。

また、その中でも特に歴史ある文化財でもあります古墳が、田畑の開発や宅地化、団地化、土木工事のため破壊され、痕跡のみ残るものが数多くなってきており、また放置されているため原形をとどめないものもあります。

そして、長年の風雨や天災地変などによって流失をし、変形したりして、初期の形を保っているものはごく少ないのが現状であります。

白方地区では、町内で古墳が最も多く、特に奥白方付近は当時有数の集落地帯であったことが明らかにされており、白方地区の古墳は第1号から第27号までの所在が知られているところでございます。

今年の10月に奥白方の尾崎清之助様方の家屋が老朽化のため取り壊され、家の西側にあった第9号古墳いわゆる北ノ前古墳が誰の目にもわかるようにはっきりと道路上から下方に見えるようになりました。

もともとは3個あったわけですが、そのうち2個は破壊され、1個のみ大塚穴

となって姿をとどめております。

外形は周囲が削り取られたため楕円形をしており、南北線が 15m、東西線 6 m で高さは 3m あります。

南に羨道があって、入り口は幅 1m、高さ 65 cm、奥行き 1m20 cm、その中央の高さが 37 cm、玄室に接するところは高さが 90 cm、幅上部 1m20 cm、下部 1 m あるわけでございます。玄室は入り口の幅 1 m64 cm、奥行きが 4 m40 cm、北側の幅 1 m80 cm あり、高さ 2 m40 cm で、両側は造出式になって天井は穹窿型となっております、天井石は 5 枚からなっております。

現在は、羨道玄室の東北面の石を除いて隧道型に開いており、納屋として使っておりましたが、その後、家電などの破品が詰まり、内部がわからない状況でございました。

なお、出土品は不明ですが古老の話によりますと、土器類がたくさん出たとのことでございます。

しかしながら、現在まで個人の所有地でもあり、古墳上には草、木、竹が繁茂しておりわからない存在でございましたが、家も取り壊され新たに出現して日の目を見るようになりました。

しかし、個人の所有地でもあり古墳の存在を知らせる立て看板や表示杭がなく、貴重な文化財が風雨により崩れかけようとしております。

そこで、案内板（立て看板）や表示杭の設置状況を実際に調べましたところ、第 1 号古墳はご存じのとおり向井原古墳、これは後期横穴式円墳でございますが、これでは表示杭の根元が朽ちております。

第 4 号古墳は有名な盛土山古墳、これは 5 世紀末の二重円墳であり、また千人塚、かんす塚とも呼ばれております。

昭和 51 年 6 月 29 日に県指定となっておりますが、立て看板の左側鉄骨支柱が腐食して穴があいており、左一部表面が破れているので、文字の判読に支障を来しております。

また、第 19 号古墳、弥谷古墳でございますが、これは前期竪穴式古墳でございます、表示杭の腐食、根元が朽ちております。

そして、第 11 号古墳は御産盥山古墳、これは前方後円墳でありまして、古墳時代に前期となっております。

海岸寺の曼荼羅公園にございます。

表示杭はあるが、登り口南側にあるのですが、中期古墳時代箱式石棺墳、これは昭和 50 年 4 月 17 日か 19 日に発掘調査をしておりますが、腐食が著しく、判読できない何とかつぼに入れ埋葬とありますが、判読不可能表示杭となっております。

また、その下方には奥白方北原黒藤 567-4 より出土石室、表示土地所有者、

田中敏、昭和 56 年 9 月移封とあり、2 基が落葉や土で埋没しており、表示杭も腐食しておりまして判読しづらいなど、全部は調べておりませんが、管理不十分で表示板、杭が全くわからない状況となっております。

そこで、お尋ねをいたします。

第 1 点目は、古墳の案内立て看板及び表示杭の調査をして新設、更新をすべきかどうか。

これは、キーワードとして調べる、調査するということでございます。

2 点目には、古墳の現況調査を行い、保存、修理、修復を早急にするべきかどうか。

これは、キーワードとして守るということでございます。

3 点目には、所在分布状況を記入した古墳マップづくりで町おこしをすべきと考えるかどうか。

キーワードとしては伝えるということでございます。

4 点目には、多度津町の文化財史としてのわかりやすく解説した図録をつくるべきかどうか。

これは、キーワードとしては調べる、守る、伝えるの 3 つの機能がございます。

そして、そのためには分類をいたしますと、1、有形文化財、これは建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、古文書、考古資料、歴史資料などがあります。

2 点目には、無形文化財、これは有形と無形がございます。

3 点目には、記念物、これは史跡、名称、天然記念物でございます。

4 点目には、登録有形文化財でございます。

以上について答弁をお願いしたいと思います。

教育課長（岡 敦憲）

尾崎議員の古墳を中心とした文化財管理、保護に関するご質問にお答えいたします。

本町には、指定文化財、登録文化財、さらには未指定の文化財合わせて 100 を超えております。

県に報告しておる町教育委員会の資料では、町内には 46 基の古墳があるとされております。

そのうち白方地区には 38 基あります。

しかしながら、全ての古墳は私有地であり、また遺跡についても私有地であり、古墳については山間部での耕作放棄に伴う荒廃で、現地までたどり着けないものもあり、保存状態については十分な確認ができないというのが現状であります。

さらに、古くは明らかに丘陵地において、箱式石棺といわれる埋葬主体が出た段階でこれを古墳とするという場合があるわけがございます。



これは、埋葬主体が箱式石棺であっても古墳に葬るということがない場合もありますので、数的には実際の古墳以上の数になっておるのが現状です。

まず、お尋ねの案内立て看板、表示杭の新設もしくは更新についてですが、古墳であるかいなにかかわらず、指定文化財につきましては順次計画的に新設、更新を行っておるところであります。

次に、保存、修理、修復についてですが、指定文化財につきましては予算の範囲内において今後計画的な確認あるいは調査の上、順次整備、保存が必要と考えております。

なお、地元や近隣の人々或いは文化財に興味のある方からの破損の連絡があれば確認の上、対処したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、古墳マップの作成についてですが、現在古墳にかかわらず、遺跡マップを作成しておるところであります。

次に、文化財図録の作成についてですが、昭和 58 年に一度、多度津の文化財として指定文化財の一部を図録として作成しておりますが、指定解除や一部であったことから、現在解説文についての検討やいかなる文化財を掲載するか等の検討を行っているところであります。

ちなみに、香川県教育委員会、香川県文化財保護協会より、香川県の文化財、市町編として昭和 58 年及び昭和 61 年にそれぞれ刊行されております。

今後も文化財についてご支援、ご協力いただきますようお願い申し上げます、尾崎議員の答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問をいたします。

第 1 点目は、この指定文化財以外の古墳につきましては、個人所有地、つまり私有地となっております。

つまり、私有地への立ち入り見学は個人所有者の同意が必要でございますが、不特定多数の団体、個人は申込窓口は教育委員会であると思いますが、特に個人の場合は立ち入って自由見学ができないこともあり、所有者が不明もしくは遠方である場合はどうするのかを第 1 点目にお尋ねしたいと思います。よろしくお願いたします。

教育課長（岡 敦憲）

再質問の答弁ですが、指定、未指定に関わらず、現在、多度津文化財保存会が管理しております林求馬邸、これに関しては教育課のほうへ問い合わせがあれば文化財保存会のほうへ公開の依頼をするということはしておりますが、他の指定文化財、未指定文化財にかかわらず、これに関しましては町としては窓口はしておりません。

ただ、文化財の所在等については、連絡のあった方に、ここ、ここにありますがというようなご連絡は差し上げておるといところでございます。

議員（尾崎 忠義）

2点目でございますが、木、竹、草の繁茂しております古墳は耕作地ではございませんが、これらは所有者に管理を要請するのは難しいと思われませんが、何か町として契約とか約束事が必要ではないのでしょうか。その点についてお考えがあればお尋ねをしたいと思っております。よろしくお願いたします。

教育課長（岡 敦憲）

尾崎議員の再々質問にお答えいたします。

指定文化財につきましては、多度津町の文化財の保護条例、これにおいて予算の範囲内において対処するという明記がございます。

他の文化財等々、未指定の文化財につきましては、現在のところは個人所有の方の厚意よっての管理ということで行っております。

ただ、これが道路上に来るとか交通に支障があるとかといった場合には、こちらのほうからこういったことがありますよというお知らせはできるかなとは思っております。

議員（尾崎 忠義）

それから、答弁にありました遺跡マップは全町民に対して無償配布をするものなのか、また有償配布なのかお尋ねすると、それから今、町では学校図書館あるいは町の図書館及び町資料館での遺跡マップコーナーを設けて、町民が一般的に知られる場所づくりが必要だと思われまして。

それについての答弁をよろしくお願したらと思っております。

教育課長（岡 敦憲）

尾崎議員の再々再質問にお答えいたします。

遺跡マップができた場合の有償か無償かについてであります。現在のところは、まだそこまではいっておりません。

ただ、どんどん人が増えて、これもあれもと言われた場合には、ちょっとつらい部分はあるかなと。幾らでできるかとか、カラー刷りなのか単色なのかとかといったところがございまして、現在のところはまだ有償、無償については検討しておりません。

なお、資料館等での町内の遺跡マップであるとかそういった遺跡を知るところをつくるという部分に関しては、資料館では少し狭いなという部分はありますが、これも今後地図の遺跡マップの作成と同時進行しながら考えていくことかなとは考えております。

以上です。

議員（尾崎 忠義）

最後に質問いたします。

これらは、まちおこし、地域創生の一環として、またこの辺からの出とる町内での埋蔵文化財としての出土品の一堂での展示施設が必要と思われませんが、どうするのかをお尋ねしたいと思います。現在の資料館では、一部しか展示できていないわけでございます。そういう意味でこの点について質問をいたします。

教育課長（岡 敦憲）

尾崎議員のご質問の町内の古墳等から出た遺物の一括展示につきましてですが、今も議員さんがおっしゃるように、資料館の中ではなかなか、現在閉まっておるといふところはあるんですが、いろいろな資料館での戦争展であるとか企画展の中でこういったものが入ればいいのかなどは思いますが、果たして展示にたえ得る数があるかないか、香川県のほうにおいても多度津の遺物はありますが貸し出しもままならないといったところもありますので、資料館と協議しながら検討してまいりたいと思います。

議員（尾崎 忠義）

私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。